

船橋市職員等からの公益通報処理に関する基本指針

(目的)

第1条 この指針は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に則り、職員等からの本市の事務事業の執行に係る法令違反等に関する通報を適切に処理するために取り組むべき基本的事項を定めることにより、通報者の保護を図り、もって本市の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 法に定めのあるもののほか、この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本市の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職の職員をいう。
- (2) 職員等 職員及び職員であつた者（退職後1年以内の者）、市の事務等を受託し、又は請け負っている事業者（指定管理者を含む。）に従事する者及び従事していた者（退職後1年以内の者）をいう。
- (3) 通報対象事実等 本市の事務事業の執行に係る法第2条第3項に定める通報対象事実並びに本市の事務事業の執行に係る法令、条例、規則、要綱及びマニュアル等の規定に違反する事実をいう。

(通報の体制整備)

第3条 職員等からの通報対象事実等の通報（以下「通報」という。）や通報に係る相談を受け付け、対応する仕組みを整備するため、通報対応業務を統括する通報対応責任者を置くこととし、総務部長をもってこれにあてる。

- 2 通報者の特定につながる事項の秘匿性を確保し、安心して通報できる体制を整備するため、通報を受け付け、対応する通報対応従事者（以下「従事者」という。）を定める。
- 3 従事者は、総務部長、人事課長、人事課長補佐、人事課人事係の職員とする。
- 4 通報対象事実等が、市長その他幹部職員に関係する場合、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。

(窓口の設置)

第4条 総務部人事課人事係に通報窓口（以下「通報窓口」という。）を設置するほか、

弁護士資格を有する者に通報窓口業務を委託し、外部に通報窓口（以下「外部通報窓口」という。）を設置する。

（通報の受付）

第5条 通報窓口及び外部通報窓口は、通報を受けた場合は、当該通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、不利益な取扱いのないこと、通報者の秘密は保持されること及び個人情報保護されることを説明する。

2 外部通報窓口は、受け付けた通報を通報窓口に通知するものとする。

3 通報窓口は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、それぞれ通報者に対し速やかに通知する。

（通報の調査及び措置）

第6条 通報窓口において、通報を受理した後は、従事者が必要な調査を行う。なお、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意する。

2 調査の結果、通報対象事実等があると認められたときは、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）をとる。また、是正措置等が適切に機能しているか必要に応じて確認し、適切に機能していないことが判明した場合、追加の是正措置等を講ずる。

3 調査結果、是正措置等の内容について、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、通報者に対して速やかに通知する。

（通報処理のその他基本的事項）

第7条 前条までに掲げるほか、通報を適切に処理するための基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 通報者の個人情報の保護

通報の処理に当たっては、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に十分に留意するものとする。

(2) 通報を行った職員等の探索の禁止

通報を行った職員等の探索をしてはならない。

(3) 不利益な取扱いの禁止

通報を行った職員等に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底

従事者等、通報処理に関与した職員は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

(5) 利益相反関係の排除

自らが関係する事案に係る通報があった場合は、その処理に関与してはならない。

(6) 通報関連資料の管理

通報の処理に係る記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に留意した適切な方法で管理しなければならない。

(7) 違反行為があった職員等に対する処分等

前各号に違反した職員等に対して適切な処分等を課す。また、第3号に定める不利益な取扱いを受けた職員等に対して、適切な救済及び回復のための措置を講ずる。

(8) 運用実績の公表

通報窓口寄せられた通報に関する運用実績の概要を適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、各年度の終了後、適宜、公表する。

(9) 職員等への教育・周知

法及び本指針に定める通報窓口等について、適切に教育・周知する。

(10) 体制の整備、運用の改善

体制の整備及び運用状況等について、必要に応じて改善策を講ずる。

(委任)

第8条 法及びこの指針に定めるもののほか、通報を適切に処理するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年6月1日から施行する。